

BEPSプロジェクトについて

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

- ・ 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた。
- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルールを世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

○ 背景・経緯

- ・ 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まったことを背景に、2012年6月、OECD租税委員会 (議長: 浅川財務省財務官) が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20 (財務大臣) からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国 (中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア) も議論に参加。
- ・ 2014年9月に「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告予定。

○ 今後の取組み (ポストBEPS)

- ・ 今後は、「ポストBEPS」として、以下の取組を実施していく。
 - ① 各国に必要な法整備及び租税条約の改正作業・各国の実施状況のモニタリング
 - ② 残された課題につき、継続検討
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み (技術支援等を含む) の構築
- ・ 2016年は、日本がG7議長国 (中国がG20議長国) となることから、上記の取組みを重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国と協調していく。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築 [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ間取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(例えば、グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みの構築等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築すると共に、今回のBEPSプロジェクトの迅速な実施を確保)

BEPSプロジェクト最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 今後、法改正の可否を含め検討

行動4 利子控除制限 → 今後、法改正の可否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準（モデル租税条約・移転価格ガイドライン）が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充（含行動⑮）の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 今後、法改正の可否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング（企業と当局間の事前合意）に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 今後検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

（移転価格税制に係る文書化） → 28年度税制改正で対応予定

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加予定

BEPSプロジェクトの包括的(holistic)アプローチ - Cash boxの例

資本(資金)提供等を行うが重要な経済活動等を行わない、いわゆる「Cash box」と言われる関連企業(X社)を軽課税国に置き、他の関連企業に資金提供を行った対価として多額の超過利潤を得るというBEPSの典型例に対し、BEPSプロジェクトでは以下のような包括的(holistic)アプローチにより対応。

A国

行動③

X社の所得をA社の所得に合算して課税
(外国子会社合算税制)

【軽課税の子会社を利用したBEPS全体】

親会社(A社)

【融資に伴うBEPS】

関連企業B社

行動④

B社による支払利子の過大な損金算入を制限
(過大支払利子税制)

行動⑧

無形資産を事後的に評価し、事前の譲渡価格とのかい離が大きい場合には価格を調整して課税(所得相応性基準)

行動⑧-⑩

収益をあげるだけの実体のないX社(= Cash box)に超過利潤を認めず(移転価格税制)

行動⑫

租税回避スキームの税務当局への報告義務

行動⑬

多国籍企業グループの活動実態の報告義務(移転価格税制に係る文書化)

各国
税務当局

行動⑭

紛争解決手続きの効果的実施

行動⑮

多数国間協定による条約改定の迅速な実施

X国(軽課税国)

\$
(残余利益)

関連企業X社
(= Cash box)

(資本提供のみ実施)
(無形資産の保有者)

将来収益の蓄積

無形資産の低価格譲渡

研究開発費用の提供

収益の分配

【無形資産を利用したBEPS】

関連企業C社

(無形資産を実質的に開発・維持・利用する主体)

ライセンス付与
ロイヤルティ支払い

【条約の濫用によるBEPS】

関連企業Y社

(A国及びX国との租税条約上、源泉課税の減免)

ライセンス付与
ロイヤルティ支払い

行動⑥

租税条約の恩典(源泉課税の減免)を認めず(租税条約の濫用防止)

Y国

